

介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価書について 寄せられたご意見と本市の考え方

1 意見の募集期間

令和7年11月12日（水）～令和7年12月11日（木）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

ア 保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課（市役所本庁舎3階）

イ 市政刊行物コーナー （市役所本庁舎2階）

ウ 各区役所 総務企画課 （広聴係）

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

<https://www.city.sapporo.jp/kaigo/k100citizen/k-510mynumber.html>

3 意見の受付方法

(1) 郵送

(2) 持参

(3) FAX

(4) 電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

1名

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	FAX	電子メール	合計
提出者数	1人	0人	0人	0人	0人

(3) 意見総数

9件

5 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

(令和7年11月12日～12月11日実施)

1. 介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価書に対するご意見

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
1	個人番号カード取得は申請、個人番号の提供は任意ではないのか。	<p>個人番号（マイナンバー）カードは、ご指摘のとおり、本人の申請に基づき交付されるものであり、申請・取得するかどうかは任意となっております。</p> <p>また、個人番号の提供につきましては、介護保険制度の関係法令において申請書等に個人番号を記載することが義務付けられています。</p>
2	介護保険事務（被保険者・介護利用者）の個人番号紐付けによるセキュリティリスク管理（委託・再委託）は、誰が責任（賠償）を取るのか。	<p>ガバメントクラウドはISMAPIに登録されたCSPにより提供されるクラウドサービスであり、不正アクセスなどに対する高度なセキュリティ対策が施されております。また、本市においてはガバメントクラウドの利用にあたり、個人番号を扱うシステムのみを取り扱うネットワークに、専用回線で接続することで、安全性を確保しています。</p> <p>万が一、個人情報の漏洩があった場合の責任とその損害賠償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。CSPやデジタル庁に帰責性がある場合は、CSPやデジタル庁が損害賠償責任を負うものとされています。</p>
3	<p>昨今介護の現場では、介護職員不足、訪問介護事業者の経営破綻し必要な介護が受けられない、介護施設での虐待事件などが全国的に相次いでいる。札幌市は、必要とされる介護（訪問を含む）、施設の運営監査確認監視機関の設置はしているのか。</p> <p>外部に委託するのか、その場合、「問題」（被害）が起きてから調査行うのか。情報は公開されているのか。</p>	<p>「介護保険に係る事業者及び施設に関すること」と「養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームに関すること」は介護保険課の事務分掌とされており、札幌市介護保険施設等指導監査要綱（平成24年4月1日保健福祉局長決裁）に基づき、定期的に運営指導・実地指導、通報、事故等があった際には監査を実施し、介護サービス等の質の確保及び向上並びに保険給付等の適正化を図っています。</p> <p>また、行政処分を行った際には、処分内容を公表しております。</p>
4	介護利用自己負担（率）の応能負担が問題となっているが、保険料算定や介護利用に、銀行口座の個人番号紐づけて保険料・自己負担額（率）を決めるのか。介護保利用者の銀行口座の提供および個人番号提供紐付けは「義務」なのか。	<p>介護保険料の算定や介護サービスの利用者負担割合の決定に、銀行口座は使用しておりません。</p> <p>また、介護保険料の低所得者減免および特定入所者介護サービス費の給付対象の判定において預貯金の金額が要件となっておりますが、個人番号に紐付けることができる預貯金口座（以下、「公金受取口座」という。）は使用しておりません。</p> <p>なお、公金受取口座の登録は任意となっております。</p>

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
5	クラウド企業の運営維持管理経費は自治体負担（税金＝市民の負担）となり、想定（予算）の5倍との報道もあるがどのような状況か判断しているか。情報は公開されるのか。	運営維持管理経費についても、常に把握・最適化に努めながら、適切な管理を講じた上で、他の経費と同様の手続きを経て、本市予算・決算に計上してまいります。 なお、今年度から既にガバメントクラウド利用料の支払いをしているところではありますが、想定した当初予算の範囲内で執行できる見込みです。
6	札幌市はガバメントクラウドにするための「自治体システムの標準化」は終了したのか。	標準準拠システムへの移行が求められている20業務のうち、令和7年度中に特定児童扶養手当、選挙、戸籍の3業務に係るシステムを標準準拠システムへ移行する予定となっており、令和9年度までに介護保険システムを含む、残るシステムについても標準準拠システムへ移行する予定となっております。
7	国・デジタル庁が契約したクラウド化による情報漏洩はどこが責任を担うのか。	ガバメントクラウドは、クラウドサービスに高度なセキュリティ対策を施していることを評価・登録する「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」、通称「ISMAPP（イスマップ）」に登録されたCSPにより提供されるものです。さらには「自治体の合意を得ない限り、一切の情報資産を国外へ持ち出ししないこと」や「取り扱う情報に厳格なアクセス制御を行うこと」など、国が定める高いセキュリティが確保されています。 なお、セキュリティについてはCSPが担うだけでなく、国（デジタル庁）は運用管理権限や監査ログの収集などの管理領域を担い、標準準拠システムが運用されるクラウド環境については、各自治体とその運用管理補助者としてASPが担います。
8	大企業HDに対する身代金要求型不正アクセスサイバー攻撃事件が横行しているが、クラウド化した市民の膨大な個人情報がサイバー攻撃・不正アクセスされた場合は、いったい誰が責任（賠償を含む）を取るのか。	上述の個人情報の漏洩時の対応と同様に、サイバー攻撃・不正アクセスを受けた際の責任とその損害賠償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。CSPやデジタル庁に帰責性がある場合は、CSPやデジタル庁が損害賠償責任を負うものとされています。
9	情報のクラウド化はAWSなどアメリカのIT企業で機微情報が管理され、情報主権を護れないばかりか、運営維持経費が高額（自治体負担も）となり、費用対効果が見込めない。	ご指摘いただいた事業全体の費用対効果については、本評価の目的である「プライバシーリスクの軽減」とは評価の軸が異なるため、本評価書において直接的な回答を行うものではございませんが、コストについても常に把握・最適化に努めながら、適切な安全管理措置を講じてまいります。 情報主権については、本事業で利用するガバメントクラウドにおいては、デジタル庁とクラウド事業者との契約により、準拠法を日本法、裁判管轄を東京地方裁判所と定めています。また、政府機関等からの開示請求に対する主権免除に係る対応もクラウド事業者の要件として定められているほか、データの保存場所を国内に限定し、技術的なアクセス制御を講じることで、日本政府の主権及び地方公共団体の管理権限が及ぶ体制を確保しています。